

## 令和 8 年度介護職員等処遇改善加算計画書等の提出期限

	処遇改善計画書	進達書または届出書、体制等状況一覧表
算定開始月 <b>4月または5月</b>	令和8年4月以前から処遇改善加算の算定対象であったサービス事業所を運営する事業者(新設サービス(訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援、介護予防支援等を含む。))	①4月または5月から処遇改善加算を新規に算定する場合 ②処遇改善加算の区分を変更する場合
提出期限	<b>令和8年4月15日</b>	

	処遇改善計画書	進達書または届出書、体制等状況一覧表
算定開始月 <b>6月</b>	①令和8年4月以前から処遇改善加算の算定対象であったサービス事業所を運営する事業者(新設サービス(訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援、介護予防支援等を含まない。))で、令和8年4月及び5月は処遇改善加算を算定せず、令和8年6月から新規で処遇改善加算を算定する事業者 ②令和8年6月からの新設サービス(訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援、介護予防支援等)事業所のみを運営する事業者	①6月から処遇改善加算を新規に算定する場合 ②処遇改善加算Ⅰイ・ロ、加算Ⅱイ・ロを算定する場合
提出期限	<b>令和8年6月15日</b>	居住系サービス： <b>令和8年5月15日</b> 施設系サービス： <b>令和8年6月1日</b> <b>(注)4月及び5月は処遇改善加算を算定せず、6月から処遇改善加算を算定する場合は、令和8年6月15日が提出期限となります。</b>

	処遇改善計画書	進達書または届出書、体制等状況一覧表
算定開始月 7月以降	算定開始月の前々月の末日までに処遇改善計画書を提出。 <b>(注)末日が土日祝の場合は、直近開庁日までとなります。</b>	○居住系サービス ①1日～15日までに届出があった場合 ⇒届出月の翌月より加算が適用されます。 ②16日～月末までに届出があった場合 ⇒届出月の翌々月より加算が適用されます。 ○施設系サービス 施設系サービス：算定開始月の初日まで <b>(注)末日が土日祝の場合は、直近開庁日までとなります。</b>